

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画浅川日の峯三丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称		浅川日の峯三丁目地区地区計画		
位置		北九州市八幡西区浅川日の峯三丁目地内		
面積		約1.0ha		
地区計画の目標		<p>当地区は、JR折尾駅から北西約2kmに位置し、北は緑豊かな日の峯山が広がる等、自然環境にも恵まれた住宅適地である。</p> <p>このような立地状況から地区周辺では急速に住宅市街地が形成されつつある。</p> <p>そこで、本地区計画は、無秩序な開発による市街地を防止するため、適正な制限を定め、低層戸建て住宅地としての良好な居住環境の形成と保全を図ることを目標とする。</p>		
全区域の整備・開発及び保	土地利用の方針	恵まれた自然環境を生かした、良好な低層住宅地としての土地利用を図る。		
	地区施設の整備の方針	既存道路との接続を考慮した区画道路を機能的に配置することにより、交通の利便性を確保する。		
	建築物等の整備の方針	低層戸建て住宅地としての良好な居住環境を形成するため、建築物の用途を制限するほか、必要な規制・誘導を図る。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	幅員 6m 延長 約180m	
		公園	約270㎡	
		緑地	約3,760㎡	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。)</p> <p>2 2住戸の共同住宅</p> <p>3 住宅で、次に掲げる用途を兼ねるもの</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>4 集会所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>5 前各号の建築物に付属する自動車車庫又は物置</p>	
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、自動車車庫は除く。		
垣又はさくの構造の制限		<p>道路に面する側に設ける場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 生垣</p> <p>2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等を設けたもの</p>		

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

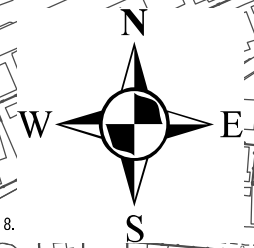
都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成4年12月11日告示 第443号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 浅川日の峯三丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500

計画図



遠水巻賀町郡



凡例	
	地区計画区域
	地区施設(道路) (数字は幅員を示す)
	地区施設(公園)
	地区施設(緑地)

